小地域ネットワーク活動助成事業の申請について

事業の目的

本事業は、安心して暮らせるまちづくりを目指し、小地域を単位として、住民が相互に連携、協力しながら要援護者を見守り、あるいは援助する活動（以下「小地域ネットワーク活動」という）を支援することを目的に実施いたします。

助成対象

助成対象は、小樽市内で小地域ネットワーク活動を行っている、または始めようとしているグループや自治会です。助成することができる事業及び助成対象経費は、次のとおりです。

助成対象事業

（１）高齢者世帯、障がい者世帯等への計画的・定期的な見守り活動や支援
（２）団体の小地域での概ね月１回以上の交流事業
（３）小地域ネットワーク活動に携わる上で必要な知識や能力向上のための研修会等の開催

助成対象経費

（１）器具什器費
（２）賃借料（会場使用料等）
（３）印刷製本費
（４）通信運搬費（切手代、電話料等）
（５）消耗品費
（６）旅費交通費（活動に係る交通費実費）
（７）手数料（個人情報を含む文書等の廃棄処理手数料等）
（８）会議費（会議における湯茶代。ただし社会通念上許容される範囲のもの）
（９）諸謝金（研修会の講師等への謝金。助成額の10%以内）
（10）その他本会が認めるもの

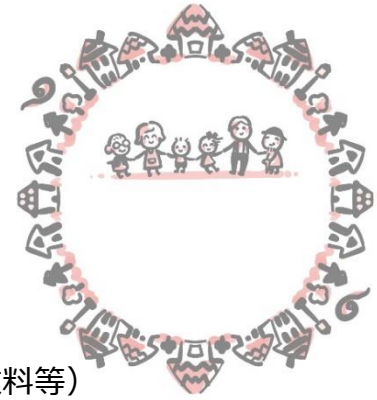

例えば、このような経費に使用することができます！

（１） 見守り活動、交流事業で使用する備品等の購入費	（２） 交流事業を開催する際の会場使用料	（３） 活動を地域の方へお知らせする案内の印刷費	（４） 活動案内を発送する際の切手代
（５） 交流事業で使用する材料費	（６） 研修会・勉強会等に参加するための交通費実費	（7） 身体が不自由な方を会場まで送迎する車両の燃料費	

※「団体の運営経費」や「営利を目的とする事業に使用する経費」には、小地域ネットワーク活動の助成金を使用することができません。

助成金額

（１）見守り活動又は交流事業を行っており、初めて本事業の助成を受ける団体・・・**８万円以内**
（２）見守り活動を行っており、これまで本事業の助成を受けた実績のある団体・・・・・**６万円以内**
（３）交流事業を行っており、これまで本事業の助成を受けた実績のある団体・・・・・・**５万円以内**

助成金申請の流れ

1. 事務局に一度お問い合わせください。活動内容や助成金の使途等についてお話を伺い、助成制度について説明をさせていただきます。

2. 申請に係る書類をお送りいたします。

3. 助成金の申請書類を小樽市社会福祉協議会へ提出してください。書類の書き方など申請についての詳細は、小樽市社会福祉協議会の担当職員がサポートいたします。

4. 本会にて申請書類について審査を行い、各団体へ結果をお知らせします。助成が決定した団体に対しては、助成金をお振込みいたします。

小樽市社会福祉協議会では、本助成事業を地域における支え合いネットワークの構築の為の一助として、多くの団体にご活用いただきたいと考えております。

本助成事業について、さらに詳しくお知りになりたい場合は、お気軽に小樽市社会福祉協議会の担当者までお問い合わせください。なお、担当者が不在の場合もありますので、直接お越しいただく場合は、予めお電話いただきますようお願いいたします。

この事業は皆様からいただいた
「歳末たすけあい義援金」
から助成を受けています。

＜ お問い合わせ先 ＞

小樽市社会福祉協議会
地域福祉係　　担当：風間・児玉
小樽市富岡 1-5-10　小樽市総合福祉センター内
電話：23-7847　FAX：32-5641